

令和3年度 熊本商業高等学校運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

陸上競技（男女）・硬式野球・サッカー・バスケットボール（男女）・バレーボール（女子）
テニス（男女）、ソフトテニス（男女）・ソフトボール（女子）・バドミントン（男女）・剣道（女子）
空手道（男女）・弓道（男女）・水泳（男女）

2 目標 ～スポーツで輝く熊商づくり～

- （１）運動部活動を通して、豊かな人間性と健全な心身の育成を図る。
- （２）プレーヤーズセンタードの視点で、体罰やセクシャルハラスメント等を排除し、生徒の成長を支援できるよう、教員自らも学び、生徒が望む運動部活動を理解しながら、導き支える運営を目指す。
- （３）運動部活動を通して、地域社会の期待に応える特色ある学校づくりを目指し、小中高生との交流を通してスポーツの楽しさを味わわせ、地域スポーツの推進に与する。
- （４）県内大会上位進出はもちろん、九州・全国大会に出場できるよう部活動を強化するとともに、県内、県外のチームとの交流を通して、スポーツの輪を広げ、熊商をアピールする。

3 練習日、練習時間

（１）練習日

ア １週間の練習日は５日以内とする。休養日については、スケジュールを顧問が十分確認し、設定することとする。土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも１日以上休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

（２）練習時間

ア 平日は長くとも２時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は３時間程度とする。

イ 完全下校時間を厳守する。

（３）完全下校時間

平日（４月～１０月）１９：３０

平日（１１月～３月）１９：００

休業日及び長期休業期間１８：００（練習場所の交代制と課外等による午後からの練習開始を考慮する）

（４）共通の休養日

ア 定期考査前（７日間）の一定期間

６月１７日～ ６月２８日（１学期期末考査） １２日間（考査日含む）

９月２３日～ ９月３０日（２学期中間考査） ８日間（考査日含む）

１１月９日 ～ １１月１８日（２学期期末考査） １０日間（考査日含む）

２月８日 ～ ２月１７日（学年末考査） １０日間（考査日含む）

イ その他

８月１１日～１３日（夏季学校閉庁日）３日間

（５）上記（１）及び（２）の基準を超えた練習日・練習期間

ア 休養日

部員数が多く、練習スペースが制限される次の運動部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分注意することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

陸上競技（男女）・硬式野球・サッカー・バスケットボール（男女）・バレーボール（女子）
テニス（男女）、ソフトテニス（男女）・ソフトボール（女子）・バドミントン（男女）・
剣道（女子）空手道（男女）

イ 練習時間

活動時間、ウォーミングアップ、クーリングダウン（スポーツ障害の予防）の確保の観点から、練習場所を交代制で行う部活動や部員数が多く、練習スペースが制限され、曜日により交代制で行う部活動については、平日で3時間程度、休養日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

陸上競技（男女）・硬式野球・サッカー・バスケットボール（男女）・バレーボール（女子）
テニス（男女）、ソフトテニス（男女）・ソフトボール（女子）・バドミントン（男女）・
剣道（女子）空手道（男女）

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、事前に練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

※合宿については、原則として長期休暇中に実施し、年2回程度とする。期間については生徒の健康上の観点から5日以内とする。校内での合宿は原則として蛟竜館を利用する。蛟竜館の利用については、1回の利用について2泊3日を上限とする。ただし、校長が必要と認めた場合はその限りでない。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した大会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

（1）運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に顧問会議を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

ウ 体罰、セクシャルハラスメント撲滅に向けた研修を実施する。

（2）部費の徴収について

部費等は、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理し、保護者に報告する。

（3）体育科では、定期的に体育科だよりを発行し、生徒の活躍や運動部活動の現状を報告し、保護者の理解を深める。